

大阪大学外国学研究講義棟大講義室及び中講義室の使用に関する内規

(趣旨)

第1条 この内規は、大阪大学（以下「本学」という。）の外国学研究講義棟1階大講義室及び4階中講義室（以下「講義室」という。）の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 講義室は、本学の人文学研究科外国学専攻、外国語学部もしくは日本語日本文化教育センター（以下「人文学研究科外国学専攻等」という。）が主催する教育・研究等のための使用に供することを目的とする。

(施設の使用)

第3条 講義室は、次の各号に掲げる用途に使用することができる。

- (1) 人文学研究科外国学専攻等が主催する会議、行事等
- (2) 本学の教職員、同窓会等が主催する講演会、研究会等
- (3) 本学の課外活動団体の発表会等
- (4) 本学の教職員が関係する学会その他の学術団体が主催する講演会、研究会等
- (5) 企業等が主催する講演会、検定試験等
- (6) その他人文学研究科外国学専攻長が適当と認めるもの

(申請者の範囲)

第4条 講義室の使用を申請することができる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 人文学研究科外国学専攻等の教職員及び同学生
- (2) 前号以外の本学の教職員及び同学生
- (3) 人文学研究科外国学専攻等の同窓会、人文学研究科外国学専攻等の元教職員及び同元学生
- (4) 講演会、研究会等の主催者
- (5) その他人文学研究科外国学専攻長が適当と認める者

(使用日)

第5条 講義室は、次の各号に掲げる日を除き、使用することができる。

- (1) 年末年始（12月29日から翌年の1月3日まで）
- (2) 人文学研究科外国学専攻長が指定した日

(使用時間)

第6条 講義室の使用時間は、原則として午前9時から午後9時までとする。

(使用の申請)

第7条 講義室を使用しようとする者は、あらかじめ所定の申請書を人文学研究科外国学専攻長に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、人文学研究科外国学専攻等が主催する会議、行事等の場合には申請手続きを要しないものとする。

2 前項の申請について、学会や国際的な研究会の場合は当該行事等の24月前の日の属する月の初日以降に、その他の行事等の場合は6月前の日の属する月の初日以降に申請できるものとする。

(使用の許可)

第8条 人文学研究科外国学専攻長は、前条の使用申請を適当と認めるときは、申請者に対し使用の許可を通知するものとする。

(使用料)

第9条 講義室を使用するときは、別に定める使用料を利用予定日の7日前までに納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第4条第1号及び第3号に該当する者が第3条第1号から第3号に掲げる用途に使用する場合、並びに大学本部事務機構が所掌する全学的行事等の場合は使用料を全額免除とし、第4条第1号に該当する者が第3条第4号に掲げる用途に使用する場合、及び第4条第2号に該当する者が第3条第2号から第4号に掲げる用途に使用する場合は使用料を半額免除とすることができるものとする。

3 利用予定日が土日祝日の場合は、平日の1.2倍の利用料を徴するものとする。

(使用の申請の取り消し)

第10条 講義室の使用を申請した者は、いつでも申請を取り消すことができるものとする。ただし、当該取り消しの申し出が、使用予定日の6日前から2日前までの場合は使用料の50%を、使用予定日の前日及び当日の場合は使用料の全額を納付するものとする。

(使用許可の取り消し)

第11条 人文学研究科外国学専攻長は、災害の場合または使用者がこの内規に違反し、またはそのおそれがある場合には、使用許可を取り消し、または使用を中止させることができるものとする。

2 前項に定めるもののほか、人文学研究科外国学専攻等において特別の必要が生じたとき及び講義室の運営上特に必要があるときは、使用許可を変更し、または取り消すことがある。

3 第1項に定める災害の場合、または前項による場合の使用許可の取り消しまたは中止の場合は、使用料の全額を返還するものとする。

(使用者の義務)

第12条 講義室の使用を許可された者(以下「使用者」という。)は、この内規及び別に定める使用心得を遵守し、建物、施設、設備等を常に善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

2 使用者は、故意または重大な過失により建物、施設、設備等を損傷し、または滅失したときは、その責を負わなければならないものとする。

3 使用者は、当該行事等の内容及び開催運営に関して、全責任を負わなければならないものとする。

4 使用者は、講義室の使用を終了する際、原状回復のうえ、明け渡さなければならないものとする。

(管理運営)

第13条 講義室の管理運営は、人文学研究科外国学専攻長が統括する。

(事務)

第14条 講義室に関する事務は、人文学研究科箕面事務部が行うものとする。

(雑則)

第15条 この内規に定めるもののほか、講義室の使用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この内規は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和3年8月5日から施行する。

附 則

1 この改正は、令和4年5月12日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

2 この改正にかかわらず、人文学研究科日本学専攻応用日本学コースについては、当分の間、この内規中、人文学研究科外国学専攻等とあるものを人文学研究科日本学専攻応用日本学コースと読み替えて取り扱うものとする。

3 大阪大学大学院言語文化研究科言語社会専攻及び日本語・日本文化専攻の学生並びに同元教職員及び同元学生については、この改正にかかわらず、従前のおり取り扱うものとする。

大阪大学外国学研究講義棟大講義室及び中講義室使用要領

1. 施設概要

大講義室（1階）

面積：355 m²（準備室11 m²含む）

座席構造：階段型式

収容人数：スクール形式の場合 257名

中講義室（4階）

面積：141 m²

座席構造：フラット型式

収容人数：スクール形式の場合 80名

2. 鍵の授受

鍵の授受は、平日の午前9時から午後5時15分までの間は箕面事務部で行います。休日（土曜日、日曜日、祝日等）及び平日の事務部業務時間外は1階守衛室で行います。

3. 申請手続き

申請は、所定の申請書を箕面事務部または人文学研究科のホームページから入手のうえ、箕面事務部へご持参いただくか、メールにてご提出ください。

箕面事務室庶務係メールアドレス jinbun-minoh-shomu@office.osaka-u.ac.jp

4. 使用者心得

(1) 以下に該当する場合は、使用を許可しません。

(ア) 公益を害するおそれがある場合

(イ) 施設および付属設備等を損傷するおそれがある場合

(ウ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団の利益になる場合

(エ) 商標権や著作権等を無断で使用する場合

(オ) 国内外の国家や民族等の尊厳を傷つけるおそれのある場合

(カ) その他、施設の管理上支障があると管理者が判断した場合

(2) 施設においては、以下の行為を禁止します。

(ア) 施設を汚損または損傷する行為

(イ) 喫煙行為

- (ウ) 立入禁止区域に立ち入る行為
- (エ) 許可なく張り紙等の広告をする行為
- (オ) 公の秩序または善良な風俗を害するおそれのある行為
- (カ) その他施設の管理に支障を及ぼすおそれのある行為

(3) その他、以下のことを心得ください。

- (ア) 施設内は原則飲食禁止としますが、懇親会等でどうしても飲食する必要がある場合は、あらかじめ管理者から許可を得てください。なお、飲食の許可を得られた場合でも、使用後の清掃は使用者の責任のもと行ってください。
- (イ) 過度な騒音等の発生が予想される行事については、あらかじめ管理者とご相談ください。
- (ウ) 施設内の設備等を移動した場合は、終了後に必ず原状回復してください。
- (エ) 行事等への参加者には、出来るかぎり公共交通機関を利用して来場するよう促してください。
- (オ) ごみ類は持ち帰る等、必ず後始末をしてください。
- (カ) 第三者への転貸は行わないでください。